

松田ウイメンズクリニック 生殖医療に係る安全管理指針

当院は、下記の指針を満たした上で生殖補助医療に取り組んでいます。

1. 日本産科婦人科学会へ実施医療機関登録しており、学会のガイドラインを遵守しています。

2. 生殖医療を行うための施設、設備、要員に関する基準をすべて満たしています。

3. 院内に医療安全委員会を設置

インシデント・アクシデント報告から調査・分析を行い生殖医療に係る安全を目的とした改善のための対策を講じています。

4. 体外における配偶子・受精卵の操作管理

人工授精、体外受精(採卵・媒精・顕微授精・胚移植等)において精子・卵子・受精卵の取り扱いや受渡しに際しては、取り違え防止のため実施責任者の監督の下、必ず 2 名以上でダブルチェックを行います。

また、培養室内は自家発電機と接続されており、災害時における受精卵の損失が最小限になるよう配慮しています。また、凍結保存中の精子・受精卵については培養室内の施錠された場所で厳重に保管されています。

5. 患者様への十分なインフォームドコンセントの徹底

検査や治療の実施前に、その内容を理解していただくため十分なインフォームドコンセントを行います。

2007 年 5 月 制定

2013 年 7 月 改訂